

記者発表資料	
令和8年2月13日	
担当課 (担当)	生活安全課 (門木)
電 話	30-8550 (内線 6050)

鳥取大学構内への動物愛護センターの設置について 検討を開始します

本市では、現在、保護や引き取った犬猫などの動物を収容する施設として、県から犬管理所を借りていますが、建設から30年以上経過し、老朽化が進んでいます。また、狂犬病予防法に基づく犬の抑留（一時保管）を目的に整備された施設のため、猫の収容スペースの不足、診療や治療を行う十分な設備が無い事等、施設の機能が不十分な状況となっています。

これらの課題を解決するため、動物愛護行政の拠点となる動物愛護センターの整備を検討していたところ、鳥取大学様より用地提供のお話をいただきました。

令和8年度は、検討委員会を立ち上げ、鳥取大学構内への動物愛護センター設置に向けた検討を進めます。

なお、大学構内への設置事例は私立大学が2件で（うち1件は進行中）、実現すれば国立大学では初の取り組みとなります。

記

1. 検討委員会における協議内容 施設に求められる設備や機能、運営方法、大学との連携内容など
2. 今後のスケジュール（案）
 - 令和8年度 検討委員会
 - 令和9年度 地質調査、基本・実施設計
 - 令和10年度 建築工事
 - 令和11年度 動物愛護センターオープン

動物愛護センターとは…動物の愛護及び管理に関する法律に定められた施設で、犬猫の適正飼養の啓発、負傷した動物の収容・治療、収容した犬猫の譲渡、動物とのふれあいや体験活動の場の提供、命を大切にすることを育む教室の開催、動物ボランティアの育成やスキルアップの推進、災害時備品の備蓄などを行う施設です。

